



はじめに

安芸高田市では、人口減少と少子高齢化が進む情勢の中、未来の安芸高田市を担う子どもたちと子育て世帯のための充実した環境づくりを重要な課題とし、施策の推進に努めております。

平成 17 年に「安芸高田市次世代育成行動計画・前期計画」、平成 22 年に「安芸高田市次世代育成行動計画・後期計画」を策定し、子どもたちが心豊かに育つために「社会全体で子どもたちを支えあうまちづくり」を目指し事業を推進してまいりました。

この度、子ども・子育て支援法に基づく、「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後の幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の指標といたします。「こどもたちの夢と未来がふくらむ安芸高田」を基本理念に、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育て世帯が大切にされる社会の実現を目指します。

特に、幼児教育・保育に関しては、幼保一元化を視野に入れた認定こども園の導入を計画的に取り組みます。

子どもは「地域の宝・安芸高田の宝」です。子どもたちが将来にわたって豊かな人生を送ることができるよう、より一層の子育て支援に努めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力頂きました「安芸高田市子ども・子育て会議」の委員の皆様、ならびに貴重なご意見いただきました市民の皆様や関係機関の方々へ心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

安芸高田市長

洪田 一義

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画策定の体制	2

第2章 安芸高田市の子育てを取り巻く環境

1 人口等の状況	3
2 家庭・労働の状況	8
3 保育・教育の状況	10
4 母子保健の状況	15
5 ファミリー・サポート・センター	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	17
2 計画の基本目標	18
3 施策の体系	19

第4章 事業量の見込みと確保方策

1 区域設定の考え方	20
2 保育の必要性の認定	20
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	22
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	25

第5章 行動計画

基本目標1 子育て家庭への支援の充実	40
基本施策1 保育サービスの充実	40
基本施策2 子育て支援のネットワークづくり	41
基本施策3 子育て家庭への経済的支援	42
基本施策4 相談体制の充実	43
基本目標2 次代を担う世代の育成	44
基本施策1 教育環境の充実	44
基本施策2 健全育成の推進	45
基本施策3 多様な体験・ふれあいの機会づくり	46
基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	47
基本施策1 健やかに産み育てられる環境づくり	47
基本施策2 仕事と家庭との両立の推進	49
基本施策3 安全・安心な生活環境の整備	50
基本目標4 援助が必要な子どもへの支援	51
基本施策1 児童虐待防止対策の強化	51
基本施策2 ひとり親家庭等への自立支援	51
基本施策3 障害や発達に遅れのある子どもへの支援の充実	52

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理	54
2 計画の広報・啓発	54

資料編

資料1 安芸高田市子ども・子育て会議条例	55
資料2 安芸高田市子ども・子育て会議 委員名簿	56

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、急速に少子高齢化が進行しています。それは晩婚化、晩産化、未婚化の進行などが原因としてあげられますが、子育ての経済的負担感や、経済情勢等による新たに子どもを持つことへのためらいなど、社会環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。少子化の進行が継続すれば、将来的に労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体に深刻な影響が予想されます。

国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、迅速かつ重点的に整備するよう定めるとともに、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法などの改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。

本市では、平成 22 年 3 月に「安芸高田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援施策を積極的に推進してきましたが、この度、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

本計画は、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「第 2 次安芸高田市総合計画」をはじめ「安芸高田市男女共同参画プラン」、並びに「健康あきたかた 21 計画」「安芸高田市障害者プラン」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 箇年計画とします。

4 計画策定の体制

1 子ども・子育て会議での審議による策定

計画策定や進捗管理などを行うことを目的に組織された、子どもの保護者・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者・子ども・子育て支援に関し学識経験がある者・その他市長が必要と認める者から構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」による審議を行うとともに、関係団体のニーズの把握に努めてきました。

2 子育て支援に関するアンケート調査による把握

確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が、子育てについて日頃考えておられることなどをお伺いし、それらを計画に反映するために実施しました。

調査地域	市全域
母集団	就学前児童調査 小学校就学前の児童のいる世帯 971世帯 就学児童調査 小学校在学中の児童のいる世帯 688世帯
抽出方法	住民基本台帳から就学前児童・就学児童が属している世帯を全て抽出した。 ただし、世帯重複がないよう抽出した。
調査方法	郵送配布郵送回収 (お子さんが通っている保育所(園)・幼稚園・小学校へ提出も含む)
有効回収数(率)	就学前児童調査 618(63.6%) 就学児童調査 454(66.0%)

第2章 安芸高田市の子育てを取り巻く環境

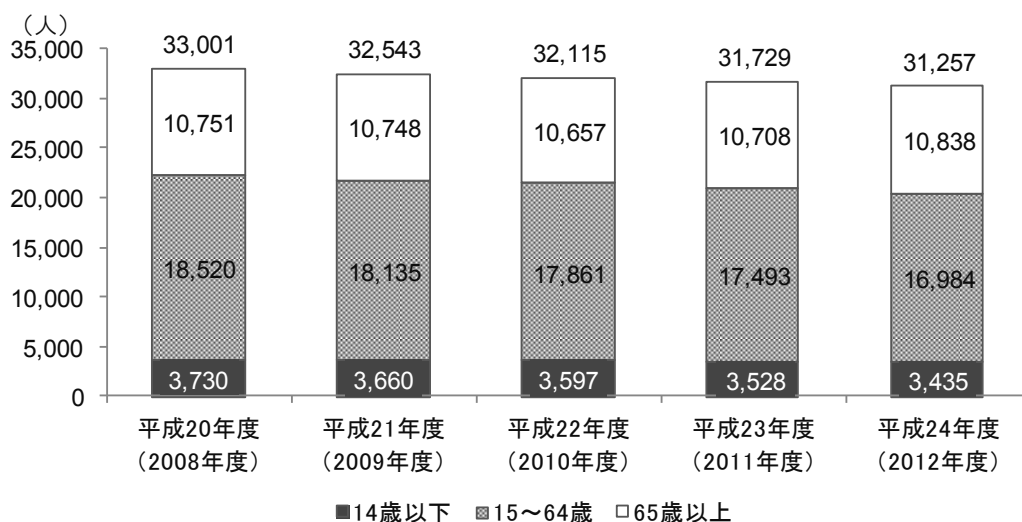
1 人口等の状況

1 人口の推移

本市の人口は、平成20年度の33,001人から平成24年度の31,257人へと減少傾向となっています。

年齢別の内訳をみると、14歳以下、15～64歳は減少しているのに対し、65歳以上の人口は、平成22年度までは減少を示していましたが、平成23年度以降は増加傾向を示しています。

【図】人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

2 人口動態

人口動態をみると、出生・死亡からみる「自然動態」は近年マイナス300人程度で推移しています。また、転入・転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回りマイナスとなっています。

【表】人口動態の推移

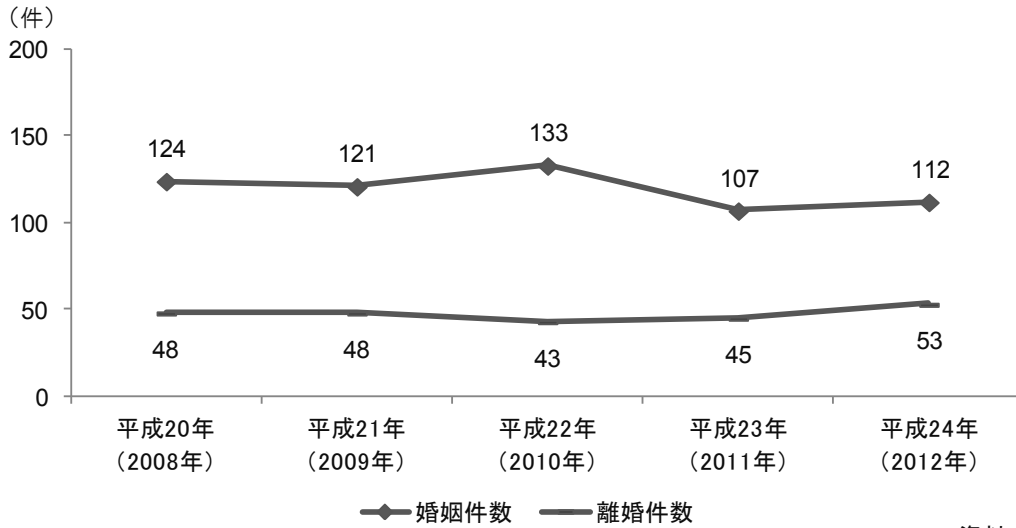
	自然動態		社会動態		人口動態 (合計)
	出生	死亡	転入	転出	
平成20年度 (2008年)	216	479	844	951	-370
平成21年度 (2009年)	190	514	852	942	-414
平成22年度 (2010年)	193	472	711	889	-457
平成23年度 (2011年)	212	516	754	828	-378
平成24年度 (2012年)	180	495	742	919	-492

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

3 婚姻件数等の推移

本市の婚姻件数は、近年は年間110～130件で推移しています。離婚件数はおおむね50件程度で推移しています。

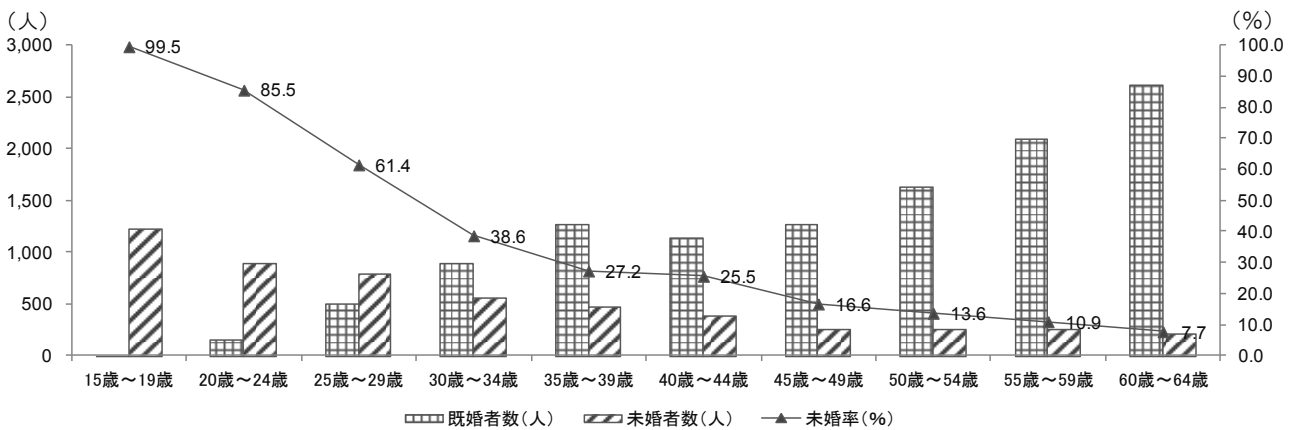
【図】婚姻の動向



資料：人口動態統計

年齢別の未婚者数等を見ると、25～29歳で61.4%の未婚率が、30～34歳では38.6%と既婚者と逆転することから、30歳代前半が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

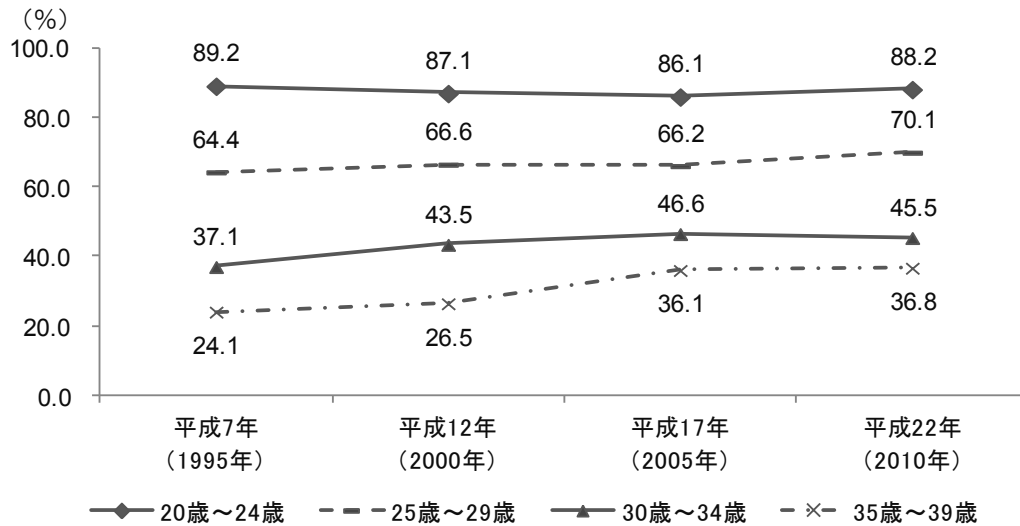
【図】年齢別未婚・既婚者数と未婚率



資料：国勢調査（平成22年）
※離別・死別は「既婚」に含む。

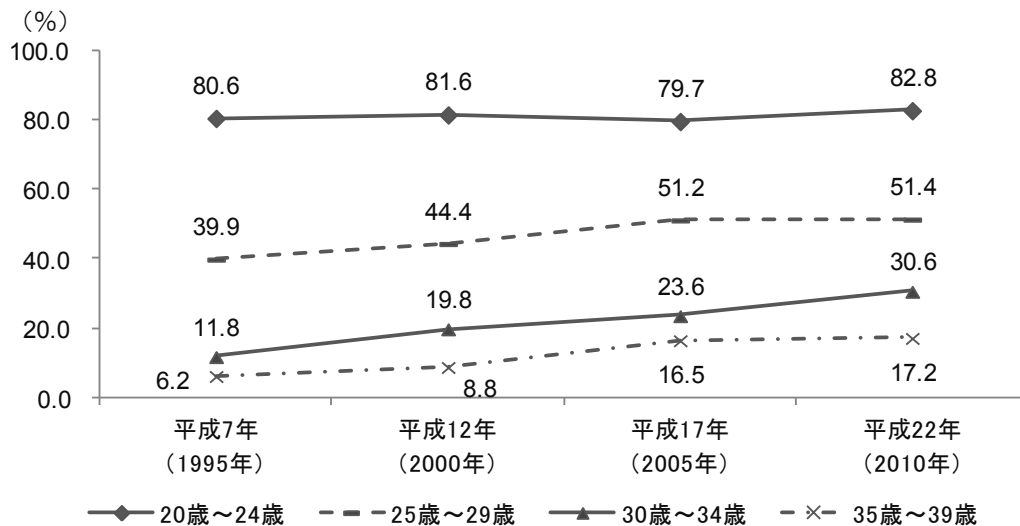
男女ともに未婚率は増加傾向で推移しています。平成17年までと比べて、平成17年から平成22年にかけては上昇がゆるやかになっていますが、30～34歳女性では、平成17年の23.6%から平成22年の30.6%へと7.0ポイント増加しています。

【図】未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

【図】未婚率の推移（女性）

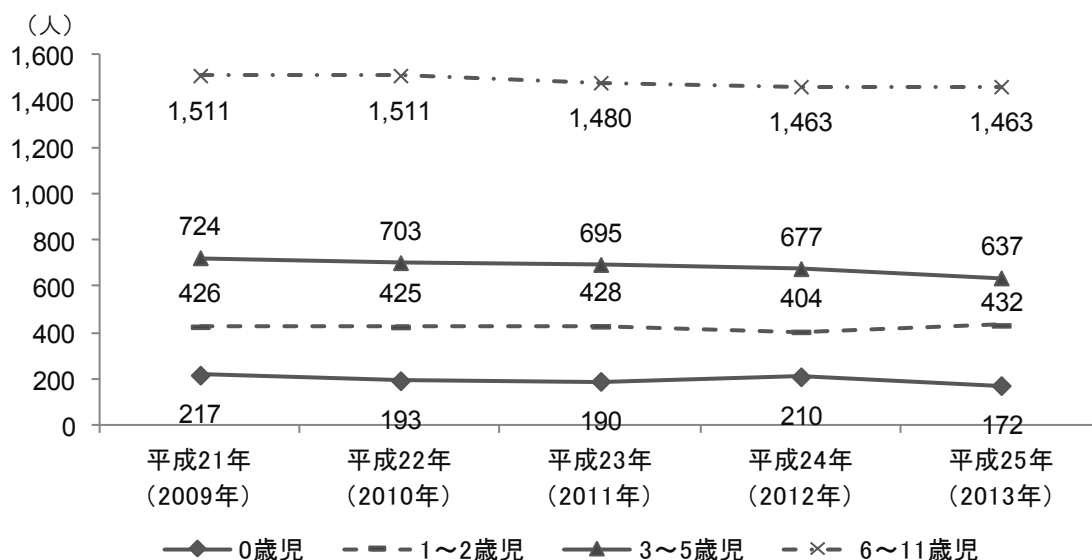


資料：国勢調査

4 児童人口の推移

本市の児童数は、平成25年において、0歳児が172人、1～2歳児が432人、3～5歳児が637人、6～11歳児が1,463人となっています。

【図】児童人口の推移



【表】児童人口の推移

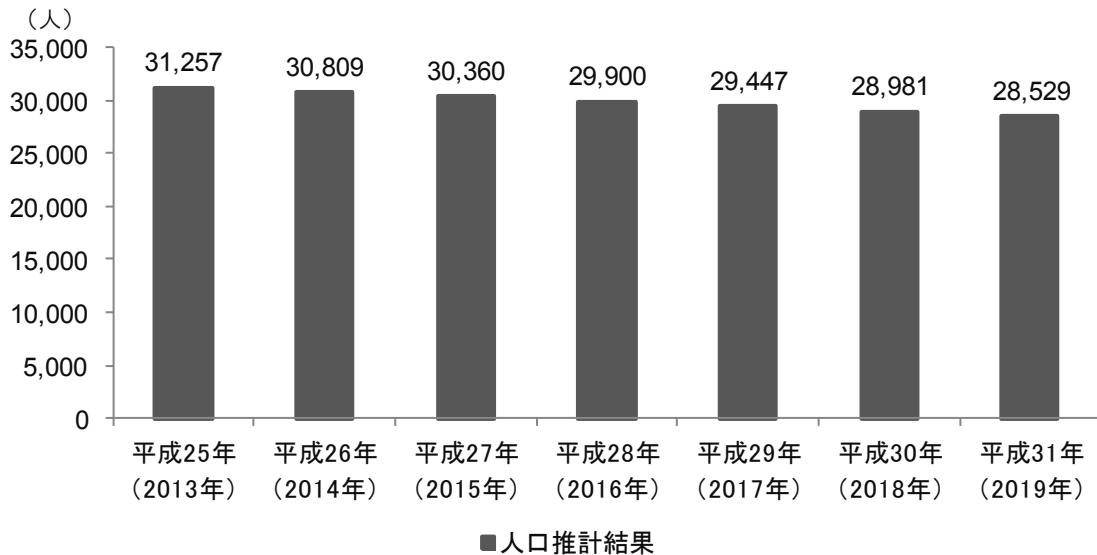
(単位: 人)

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
0～11歳児小計	2,878	2,832	2,793	2,754	2,704
0～5歳児小計	1,367	1,321	1,313	1,291	1,241
0～2歳児小計	643	618	618	614	604
0歳	217	193	190	210	172
1歳	197	217	203	204	223
2歳	229	208	225	200	209
3～5歳児小計	724	703	695	677	637
3歳	257	230	207	229	198
4歳	212	255	235	208	229
5歳	255	218	253	240	210
6～11歳児小計	1,511	1,511	1,480	1,463	1,463
6～8歳児小計	734	776	734	722	701
6歳	254	260	221	247	233
7歳	257	257	261	223	244
8歳	223	259	252	252	224
9～11歳児小計	777	735	746	741	762
9歳	267	223	259	253	249
10歳	241	268	224	259	256
11歳	269	244	263	229	257

5 人口推計

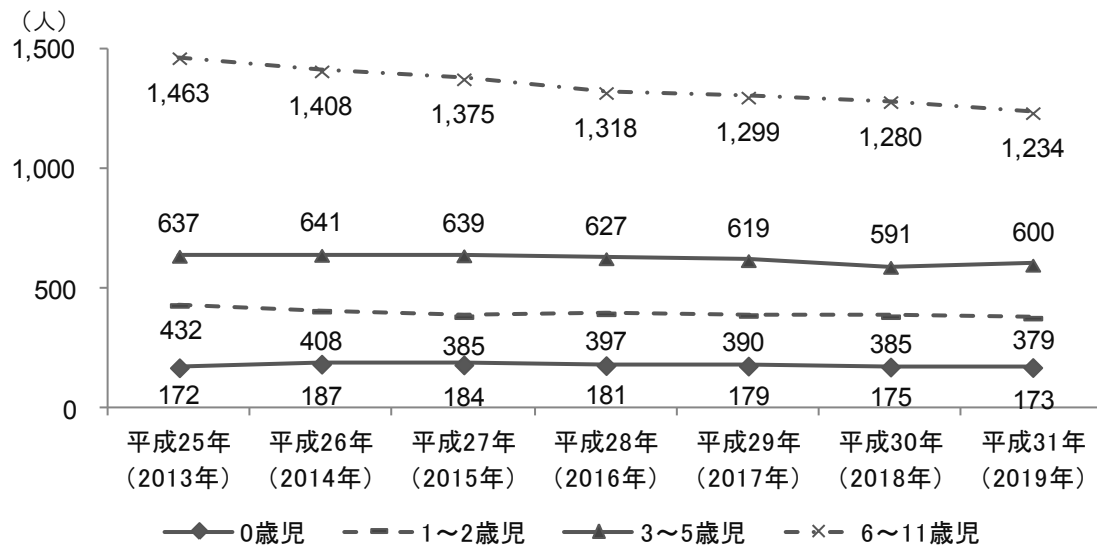
本市における今後の人口推計では、長期的に人口減少が予測され、平成28年に30,000人をきることが予測されます。

【図】人口推計



子ども・子育て支援事業計画の目標年次である平成31年においては、0歳児が173人、1～2歳児が379人、3～5歳児が600人、6～11歳児が1,234人と推計されます。

【図】児童数の推計結果



※人口の推計にあたっては「住民基本台帳」を用いたコーホート変化率法で試算しています。「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 家庭・労働の状況

1 世帯の推移

国勢調査によれば、本市では「単独世帯」と「ひとり親と子からなる世帯」の占める割合が増加傾向であり、「その他の親族世帯」の占める割合が減少傾向です。

【表】世帯の状況

(上段：世帯、下段：構成比%)

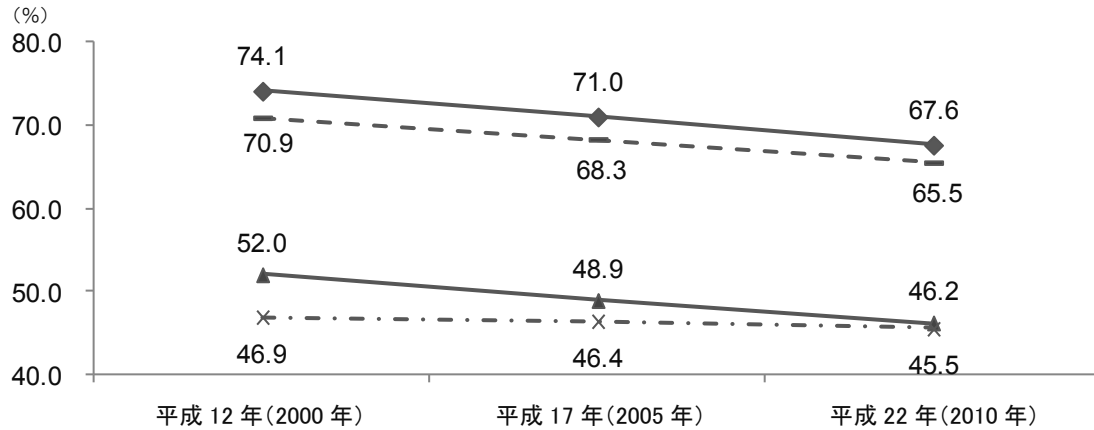
	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
一般世帯数	11,870	11,917	11,905	11,773
単独世帯	2,380	2,600	2,840	3,180
	20.1	21.8	23.9	27.0
核家族世帯	6,296	6,556	6,633	6,474
	53.0	55.0	55.7	55.0
夫婦のみの世帯	2,963	3,100	3,008	2,942
	25.0	26.0	25.3	25.0
夫婦と子どもからなる世帯	2,637	2,693	2,678	2,554
	22.2	22.6	22.5	21.7
ひとり親と子からなる世帯	696	763	947	978
	5.9	6.4	8.0	8.3
その他の親族世帯	3,175	2,745	2,406	2,068
	26.7	23.0	20.2	17.6
非親族世帯	19	16	26	51
	0.2	0.1	0.2	0.4

資料：国勢調査

2 就労状況

本市における就業率は、平成22年国勢調査では、男性が67.6%、女性が46.2%の内訳で、男女ともに県の平均をやや上回って推移しています。

【図】 就業率



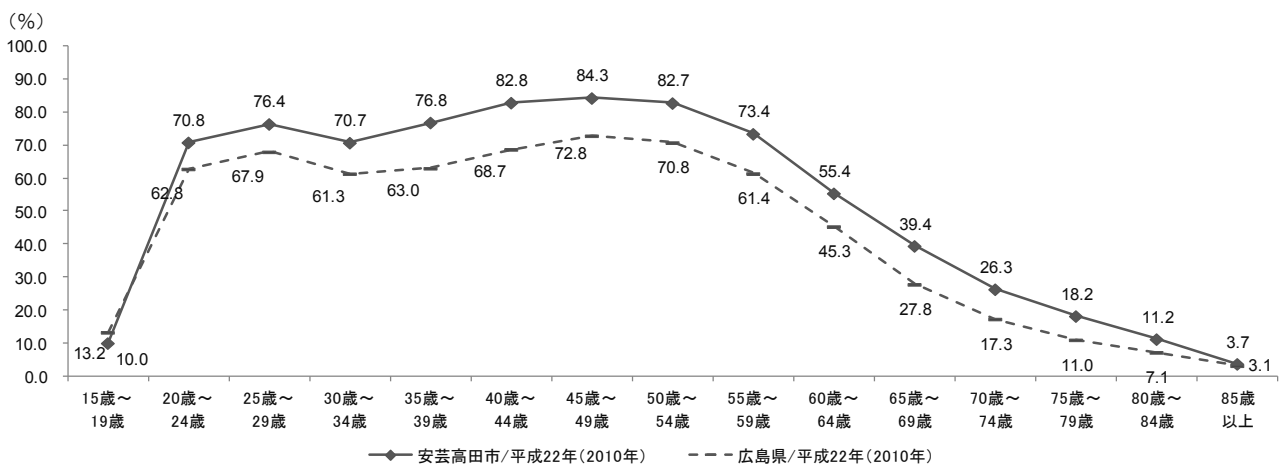
◆ 安芸高田市(男性) - - - 広島県(男性)
 ▲ 安芸高田市(女性) - × - 広島県(女性)

資料：国勢調査

3 女性の年齢別就業率

本市における女性就業率は、平成22年国勢調査では、40歳代～50歳代前半でピークを迎えています。ほぼいずれの年齢層も県の平均を上回っており、本市は女性の就業者が相対的に多い地域であることがうかがえます。

【図】 女性の年齢別就業率



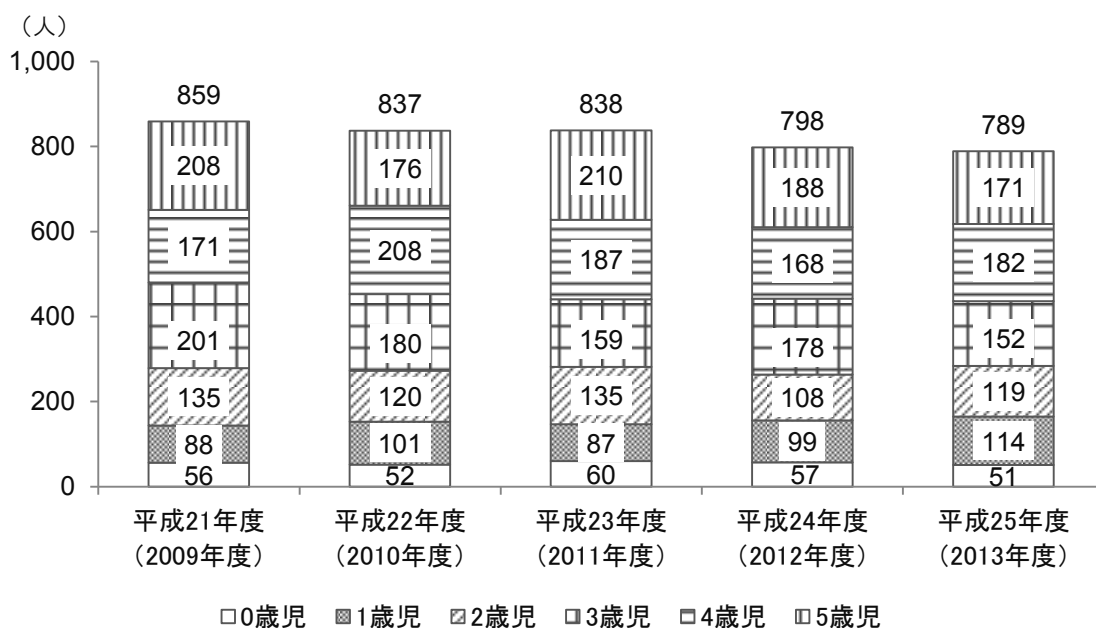
資料：国勢調査

3 保育・教育の状況

1 保育所入所児童数の推移

本市の保育所入所児童数は、平成 21 年度において 859 人、平成 25 年度で 789 人と減少傾向となっています。

【図】保育所入所児童数の推移



資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在。へき地保育所を除く）

2 延長保育の状況

本市の延長保育の保育所入所児童数は、平成 24 年度において 1,667 人で年々減少傾向にあります。一方、実施箇所数は 4 箇所です。

【表】延長保育

	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
延べ利用児童数 (人)	2,601	2,700	2,941	1,986	1,667
実施箇所数 (箇所)	4	4	4	4	4

資料：庁内資料

3 一時保育の状況

本市の一時保育の保育所入所児童数は、平成 24 年度において 162 人で、年度によって 139 人から 217 人と変動が大きくなっています。一方、実施箇所数は 4 箇所で推移しています。

【表】一時保育

	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
延べ利用児童数 (人)	162	217	139	200	162
実施箇所数 (箇所)	4	4	4	4	4

資料：庁内資料

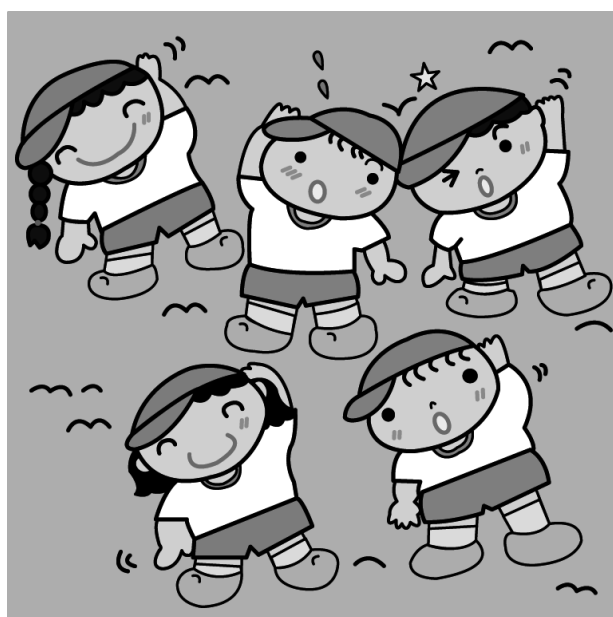
4 園庭開放実施の状況

本市の園庭開放の参加者は、平成 23 年度まで減少傾向でしたが、平成 24 年度は 1,777 人と増加しています。一方、実施箇所数は 15 箇所で推移しています。

【表】園庭開放実施

	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
実施保育所数	15	15	15	15	15
実施日数	176	133	136	149	170
参加者数 (人)	1,242	1,228	1,200	1,090	1,777

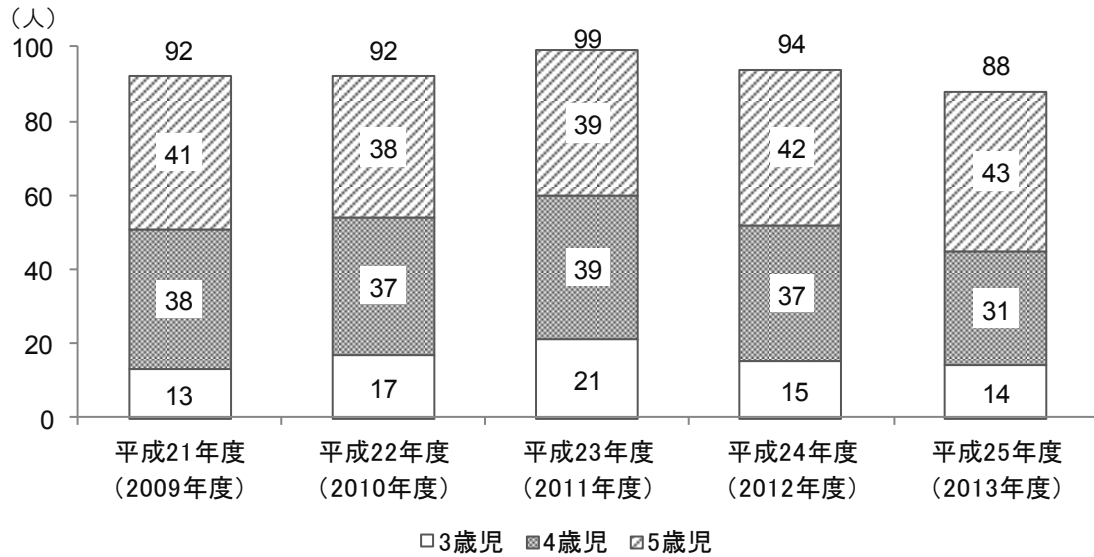
資料：庁内資料



5 幼稚園児童数の推移

本市の幼稚園児童数は、平成21年度以降は90人程度で推移しています。

【図】幼稚園児童数の推移



資料：庁内資料

6 幼稚園の預かり保育の状況

本市の幼稚園の預かり保育の延べ利用者数は、平成20年度以降は2,000人前後で推移しています。実施箇所数は2箇所です。

【表】幼稚園の預かり保育の状況

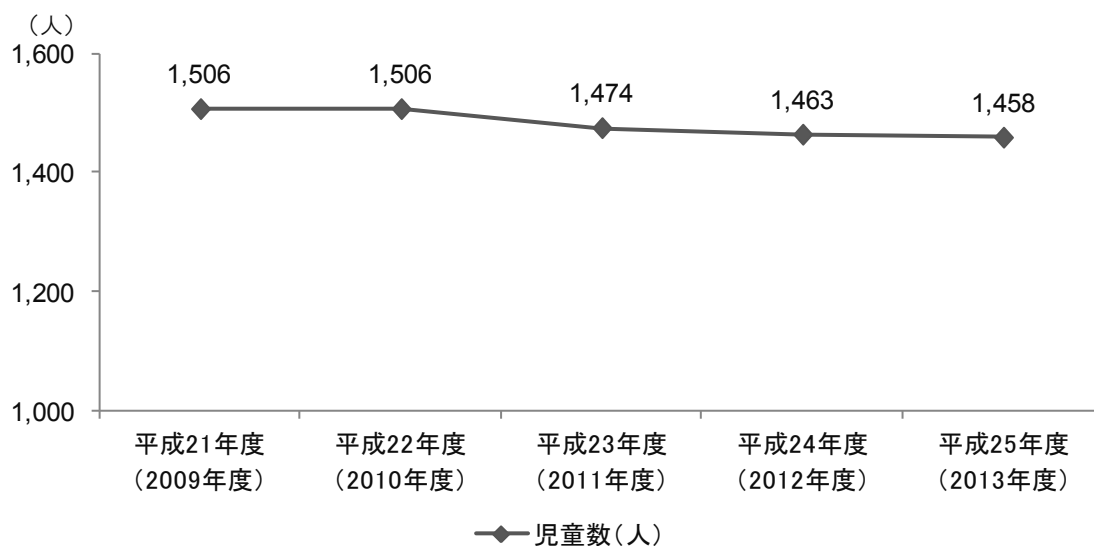
	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)
延べ利用児童数(人)	1,808	2,045	1,860	1,879	2,234
実施箇所数(箇所)	2	2	2	2	2

資料：庁内資料

7 小学校児童数の推移

本市の小学校の児童数は、平成 21・22 年度の 1,506 人から平成 25 年度の 1,458 人へと微減傾向を示しています。

【図】小学校児童数の推移



資料：庁内資料

8 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブ利用児童数は、平成 24 年度まで 330 人程度で推移していましたが、平成 25 年度では 275 人と減少しています。また、実施施設数は、平成 25 年度から 11 箇所に増加しています。

【表】放課後児童クラブの状況

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
定員 (人)	420	445	445	445	475
利用児童数 (人)	318	331	333	336	275
実施施設数 (箇所)	10	10	10	10	11

資料：庁内資料

9 放課後子ども教室の状況

本市の放課後子ども教室の利用児童数は、30人程度で推移しています。

【表】放課後子ども教室の状況

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
定員 (人)	23	26	30	28	29
利用児童数 (人)	23	26	30	28	29
実施施設数 (箇所)	1	1	1	1	1

資料：庁内資料

10 児童館の状況

本市の児童館の利用児童数は、年度によりばらつきはありますが、110～140人程度で推移しています。

【表】児童館の状況

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
定員 (人)	180	180	180	180	180
利用児童数 (人)	144	127	111	118	133
実施施設数 (箇所)	3	3	3	3	3

資料：庁内資料



4 母子保健の状況

本市では、母子健康手帳の交付、乳幼児一般健康診査、家庭訪問など、妊娠・出産からの各種母子保健事業を推進しています。

【表】母子保健の状況

		平成 20年度 (2008年度)	平成 21年度 (2009年度)	平成 22年度 (2010年度)	平成 23年度 (2011年度)	平成 24年度 (2012年度)
母子健康手帳 交付数	交付数	185	187	234	198	155
妊婦一般健康 診査	妊婦一般健康診査 受診延人数	965	1,930	2,321	2,247	2,035
乳幼児一般健康 診査 (前期・後期)	対象者	645	621	573	759	588
	受診者	553	415	400	467	500
	受診率	85.7%	66.8%	69.8%	61.5%	85.0%
1歳6か月児健康 診査	対象者	216	214	205	181	236
	受診者	184	187	174	170	219
	受診率	85.2%	87.4%	84.9%	93.9%	92.8%
	歯科健康診査有病者率	2.9%	1.1%	1.7%	0.0%	0.4%
3歳児健康診査	対象者	259	237	222	226	207
	受診者	173	183	190	191	184
	受診率	66.8%	77.2%	85.6%	84.5%	88.9%
	歯科健康診査有病者率	23.8%	7.1%	23.1%	18.8%	20.1%
家庭訪問件数	妊婦	2	0	2	0	0
	産婦	206	169	89	217	192
	新生児	5	0	49	47	10
	乳児	217	222	123	170	192
	幼児	104	86	68	58	13
マタニティ セミナー 開催回数等	参加人数	0	49	56	71	68
	年間実施回数	0	9	12	12	12
乳幼児健康教室	年間実施回数	33	21	21	21	21
育児相談	乳幼児延べ人数(人)	1,032	943	828	1,030	943
	年間実施回数(回)	84	84	84	84	36
	実施会場数(会場)	6	6	6	6	1

5 ファミリー・サポート・センター

本市のファミリー・サポート・センターの利用件数は、平成 22 年度で一度減少していますが、平成 23 年度以降増加しています。

【表】ファミリー・サポート・センター会員の推移

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
依頼会員数 (人)	78	67	67	64	71
協力会員数 (人)	55	56	59	71	77
両方会員数 (人)	9	13	14	17	8
利用件数 (回)	142	136	140	152	156

資料：庁内資料
※平成 25 年度は 2 月末現在



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、平成26年度策定の上位計画である「第2次安芸高田市総合計画」において、将来像を『人がつながる田園都市 安芸高田』とし、目指す都市像の一つとして「人が集い育つまちづくりへの挑戦」を掲げ、その中で「学校教育の充実と生涯学習の推進」「子育て支援と就学前教育の充実」を目指しています。

本計画は、「第2次安芸高田市総合計画」における子育て支援に係る「部門計画」の役割を担うとともに、本市の重要施策の一つとして位置づけられます。

「次世代育成支援行動計画/安芸高田市 輝く子どもたちのために」の後期計画においては、具体的な行動を意図し、『～地域で子育て支え合う～子ども 輝くまち あきたかた』と掲げ、家庭、地域、行政の協働により、全ての子どもが健やかに生き活きと心豊かに育つまちづくりを推進してきました。

本計画においては、次代を担うすべての子どもが健やかに育ち、子育て世帯が大切にされる社会の実現を目指すとともに、子どもたちが将来にわたって豊かな人生を送ることができるよう

こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

と定めます。

第2次安芸高田市総合計画	将来像 『人がつながる田園都市 安芸高田』
目指す都市像	『人が集い育つまちづくりへの挑戦』 誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援サービスの充実
子ども・子育て支援法に基づく基本理念	・子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、全ての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。 ・自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性
子ども・子育て支援事業計画における基本理念	こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

2 計画の基本目標

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育の量の拡大、サービスの質の向上を図ります。また、親と子が集える場の提供や、相談体制の充実を図るとともに、多様な方法による情報提供により子育て家庭の不安解消に努めます。

基本目標2 次代を担う世代の育成

子どもの一人ひとりの個性を大切に、互いを尊重する人間性を養い、子どもの「生きる力」を育む環境づくりを目指します。また、地域において、子どもが学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる機会の提供に努めます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊婦検診・乳幼児健診、健康相談等、母子保健事業の推進に努め、出産や育児に係る不安解消を図る環境づくりを目指します。また、地域の方々をはじめ、関係機関と連携し、子どもが事故や犯罪等に巻き込まれない安全・安心な環境づくりを目指します。

基本目標4 援助が必要な子どもへの支援

援助を必要とする子どもとその家族に対する支援環境の充実に努めます。

また、児童虐待の早期発見のため、関係機関との連携を深め、地域全体で見守る環境づくりに努めます。

こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

- 1-1 保育サービスの充実
- 1-2 子育て支援のネットワークづくり
- 1-3 子育て家庭への経済的支援
- 1-4 相談体制の充実

基本目標2 次代を担う世代の育成

- 2-1 教育環境の充実
- 2-2 健全育成の推進
- 2-3 多様な体験・ふれあいの機会づくり

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

- 3-1 健やかに産み育てられる環境づくり
- 3-2 仕事と家庭との両立の推進
- 3-3 安全・安心な生活環境の整備

基本目標4 援助が必要な子どもへの支援

- 4-1 児童虐待防止対策の強化
- 4-2 ひとり親家庭等への自立支援
- 4-3 障害や発達に遅れのある子どもへの支援の充実

第4章 事業量の見込みと確保方策

1 区域設定の考え方

○区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定める必要があります。

○その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定します。

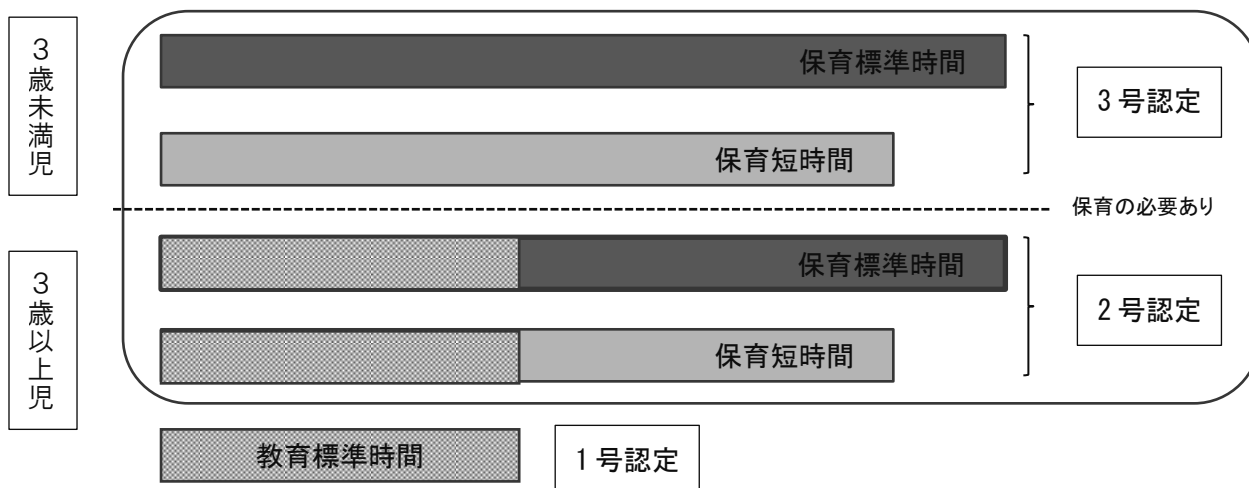
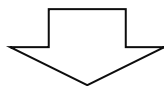
○旧町単位、地区単位、中学校単位、小学校単位など、ニーズ調査結果等を分析して、比較検討します。

2 保育の必要性の認定

○子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童
 (「保育標準時間」認定の児童＋「保育短時間」認定の児童)
 ※現行制度の公的保育の対象(保育に欠ける児童)は「保育標準時間」に相当する児童のみ



※保育標準時間：両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの
 1か月あたり平均 275 時間(最大 292 時間 最低 212 時間)、
 1日あたり 11 時間までの利用に対応するもの
 保育短時間：両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの
 1か月あたり平均 200 時間(最大 212 時間)、
 1日あたり 8 時間までの利用に対応するもの
 保育短時間：1日あたり 4 時間程度の教育課程に係る時間

3 教育・保育の量の見込みと提供体制

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。
- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- 本市では、市全域を1つの教育・保育の提供区域とします。

■提供体制の確保内容（確保方策）

（教育・保育施設）幼稚園、保育園、認定こども園
 （地域型保育事業）小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【市全域】

※①②については、次の数値を記載している。

- ①量の見込み
ニーズ調査によって得られた量の見込みから、3号認定の量の見込みを精査した数値を記載しています。
- ②確保内容（教育・保育施設の上段）
参考として平成26年3月1日現在の保育園の入所児童数の合計、幼稚園の定員数を記載しています。
- ②確保内容（教育・保育施設の下段）
確保内容を記載しています。

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	125	467	54	235	122	457	52	231	117	439	49	222	109	408	47	211	106	398	45	204
②確保内容	教育・保育施設																			
	地域型保育事業																			
	②-①																			

3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のとおりです。

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
①3号認定確保量	290	290	293	293	295
②0～2歳児童数	643	618	618	614	604
保育利用率 (①/②)	45.1%	46.9%	47.4%	47.7%	48.8%

【吉田区域】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	68	181	18	104	66	177	18	103	64	170	17	98	59	158	16	94	58	154	15	90
②確保内容	教育・保育施設																			
	70	189	23	108	70	189	23	108	70	189	23	108	70	189	23	108	70	189	23	108
	地域型保育事業																			
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①																			
	2	8	5	4	4	12	5	5	6	19	6	10	11	31	7	14	12	35	8	18

吉田区域について、全ての量の見込みに対して、確保内容が上回っています。

【八千代区域】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳				
①量の見込み (必要利用定員総数)	31	45	9	37	30	44	9	36	29	42	8	35	27	39	8	33	26	38	8	32
②確保内容	教育・保育施設																			
	100	48	12	34	100	48	12	37	100	48	12	37	100	48	12	37	100	48	12	37
	地域型保育事業																			
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①																			
	69	3	3	0	70	4	3	1	71	6	4	2	73	9	4	4	74	10	4	5

八千代区域について、全ての量の見込みに対して、確保内容が上回っています。

【美土里区域】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳				
①量の見込み (必要利用定員総数)	2	51	0	25	2	50	0	25	2	49	0	24	2	45	0	23	2	44	0	22
②確保内容	教育・保育施設																			
	0	54	2	25	0	54	2	25	2	54	2	25	2	54	2	25	2	54	2	25
	地域型保育事業																			
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①																			
	-2	3	2	0	-2	4	2	0	0	5	2	1	0	9	2	2	0	10	2	3

美土里区域について、1～2年目の「1号」の量の見込みに対して、確保内容に不足が生じていますが、3年目には認定こども園への移行を想定しています。

【高宮区域】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	3	56	10	16	3	55	9	15	2	52	9	15	2	49	8	14	2	48	8	14
②確保内容	教育・保育施設																			
	0	69	6	15	0	69	6	15	2	69	9	15	2	69	9	15	2	69	9	15
	地域型保育事業																			
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①																			
	-3	13	-4	-1	-3	14	-3	0	0	17	0	0	0	20	1	1	0	21	1	1

高宮区域について、1～2年目の「1号」「3号(0歳)」、1年目の「3号(1・2歳)」の量の見込みに対して、確保内容に不足が生じていますが、保育士の確保を図るとともに、3年目には当該区域に1箇所の認定こども園への移行を想定しています。

【甲田区域】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	18	79	14	33	18	77	14	32	17	74	13	31	16	69	13	29	15	67	12	28
②確保内容	教育・保育施設																			
	0	97	6	32	0	97	6	32	0	97	6	32	0	97	6	32	15	67	12	28
	地域型保育事業																			
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①																			
	-18	18	-8	-1	-18	20	-8	0	-17	23	-7	1	-16	28	-7	3	0	0	0	0

甲田区域について、1～4年目の「1号」「3号(0歳)」、1年目の「2号」「3号(1・2歳)」の量の見込みに対して、確保内容に不足が生じていますが、5年目には新施設において認定こども園とし、量の見込みに対応することを想定しています。

【向原区域】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	3	55	3	20	3	54	2	20	3	52	2	19	3	48	2	18	3	47	2	18
②確保内容	教育・保育施設																			
	0	57	2	21	3	57	3	21	3	57	3	21	3	57	3	21	3	57	3	21
	地域型保育事業																			
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①																			
	-3	2	0	1	0	3	1	1	0	5	1	2	0	9	1	3	0	10	1	3

向原区域について、1年目の「1号」の量の見込みに対して、確保内容に不足が生じていますが、施設の状況を考えると量の見込みに対応することは可能と考えます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

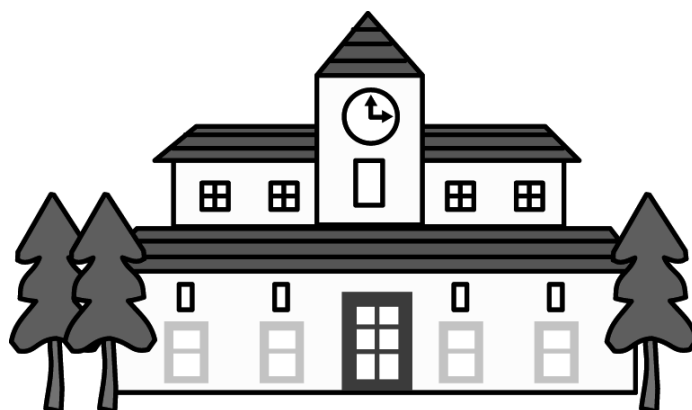
- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。
- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- 本市では、放課後児童クラブ事業は旧行政区単位、その他の事業については市全域を1つの教育・保育の提供区域とします。

1 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【市全域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	ニーズ調査による 量の見込みは行えない		
②確保の内容	1箇所(市役所本庁)		1箇所(市役所本庁)
②-①	—		—



2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●算出方法

①調査結果から、以下の合計が回答者数に占める割合を算出。

ア. 地域子育て支援拠点事業を利用している者

イ. 地域子育て支援拠点事業を利用していないが、「今後は利用したい」と回答した者

②上記ア・イの利用希望日数及び利用日数から、1月あたり平均利用日数を算出する。

③平成27～平成31年度の推計児童数（0～2歳）に①及び②を乗じ、月間延べ利用者数の見込みを算出。

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	1,242 人回/月		1,061 人回/月
②確保の内容	子育て支援センター、 各保育園・幼稚園		子育て支援センター、 各保育園・幼稚園
②-①	0 人回/月		0 人回/月



3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●算出方法

- ①平成 20 年度～平成 24 年度における「0 歳児人口に占める受診実人数」を算出する。
- ②平成 27 年度～平成 31 年度の推計人口（0 歳児）に①を掛けて算出する。

内容	1 年目	～	5 年目
①量の見込み	167 人／年		139 人／年
②確保の内容	妊婦一般健康診査事業 167 人／年		妊婦一般健康診査事業 139 人／年
②－①	0 人日／年		0 人日／年

【参考】妊婦一般健康診査（再掲）

		平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査 受診延人数	965	1,930	2,321	2,247	2,035



4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●算出方法

過去5年間の、0歳人口に占める訪問実績の割合の平均を、平成27年度～平成31年度までの推計人口（0歳）に乗じて算出した。

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	166人／年		139人／年
②確保の内容	こんにちは赤ちゃん(新生児を含む)全戸家庭訪問 166人／年		こんにちは赤ちゃん(新生児を含む)全戸家庭訪問 139人／年
②-①	0人日／年		0人日／年

【参考】家庭訪問件数（再掲）

		平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)
家庭訪問件数	新生児	5	0	49	47	10
	乳児	217	222	123	170	192

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居住を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	1件		1件
②確保の内容	安芸高田市育児支援家庭訪問事業 (子育てヘルパー派遣事業) 1人／年		安芸高田市育児支援家庭訪問事業 (子育てヘルパー派遣事業) 1人／年
②-①	0件		0件

※本市では、ここ数年、本事業の該当事例はありません。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

●算出方法

①調査結果から、以下の合計が回答者数に占める割合を算出。

ア. 保護者の用事により、家族以外にみてもらわなければならない時に「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」を利用した者

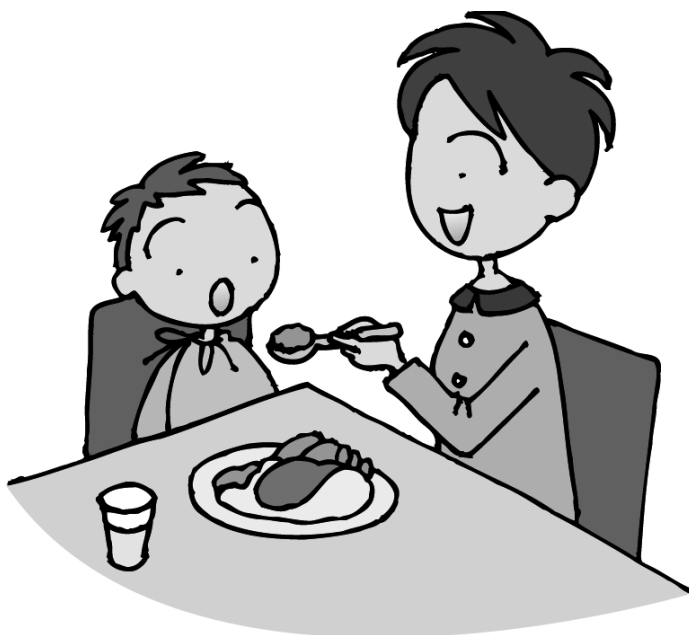
イ. 保護者の用事により、家族以外にみてもらわなければならない時に、仕方なく子どもだけで留守番をさせた者

②上記ア・イの利用希望日数及び利用日数から、1月あたり平均利用日数を算出する。

③平成27～平成31年度の推計児童数（0～5歳）に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	6人日/年		5人日/年
②確保の内容	0人日/年		0人日/年
②-①	-6人日/年		-5人日/年

※市内には、当事業の実施設はありませんが、近隣自治体施設等を有効活用するとともに、地域での支え合いによる預かりなど、提供体制を検討します。



7 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●算出方法

- ①調査結果から、放課後の過ごし方のうち、ファミリー・サポート・センターを希望している者の割合を算出し、平成27年度～平成31年度の推計児童数（6～11歳）に乘じ、利用者の見込みを算出。
- ②調査結果から、1週あたり平均利用希望日数を算出し、1年＝52週として年間平均利用希望日数に換算。
- ③①に②を乘じて、年間延べ利用者数の見込みを算出。

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	低学年 1,352 人日／年 高学年 1,456 人日／年		低学年 1,196 人日／年 高学年 1,248 人日／年
②確保の内容	ファミリー・サポート・ センター事業 低学年 1,352 人日／年 高学年 1,456 人日／年		ファミリー・サポート・ センター事業 低学年 1,196 人日／年 高学年 1,248 人日／年
②－①	0 人日／年		0 人日／年

【参考】平成25年度ファミリーサポートセンター実績

子ども年齢	人数	日数	合計
0歳	0人	0日	308
1歳	0人	0日	
2歳	2人	2日	
3歳	0人	0日	
4歳	2人	158日	
5歳	1人	34日	
6歳	2人	114日	159
7歳（小1）	2人	120日	
8歳（小2）	0人	0日	
9歳（小3）	1人	39日	3
10歳（小4）	0人	0日	
11歳（小5）	1人	3日	
12歳（小6）	0人	0日	117
中1	0人	0日	
中2	1人	115日	
中3	1人	2日	587

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

●算出方法（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

- ①調査結果から、1号認定に該当する子どもの保護者のうち、不定期預かり事業の利用を希望し、かつ、現に一時預かりまたは幼稚園預かり保育を利用している者の割合を算出。
- ②調査結果から、幼稚園預かり保育利用者の年間平均利用日数を算出。
- ③平成27年度～平成31年度の推計児童数（3～5歳）に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

●算出方法（2号認定による定期的な利用）

- ①調査結果から、2号認定（幼稚園利用）に該当する子どもの保護者の年間就労日数を算出。
- ②平成27年度～平成31年度の推計児童数（3～5歳）に①を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

●算出方法（上記以外）

- ①調査結果から、不定期預かり事業の利用を希望している者の割合を算出。
- ②平成27年度～平成31年度の推計児童数（0～5歳）に①を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

※問21における「ベビーシッター」「その他」の見込みを差し引く。

※問15（1）土曜日、（2）日曜日・祝日について、ともに「1. 利用する必要はない」人については、利用意向から除外した。

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 1,300人日/年 2号認定による定期的な利用 15人/年 上記以外 5,680人日/年	～	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 1,107人日/年 2号認定による定期的な利用 13人/年 上記以外 4,845人日/年
②確保の内容	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 1,300人日/年 2号認定による定期的な利用 15人/年 上記以外 5,680人日/年	～	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 1,107人日/年 2号認定による定期的な利用 13人/年 上記以外 4,845人日/年
②-①	0人日/年	～	0人日/年

【参考】幼稚園の預かり保育の状況（再掲）

	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
延べ利用児童数（人）	1,808	2,045	1,860	1,879	2,234
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2

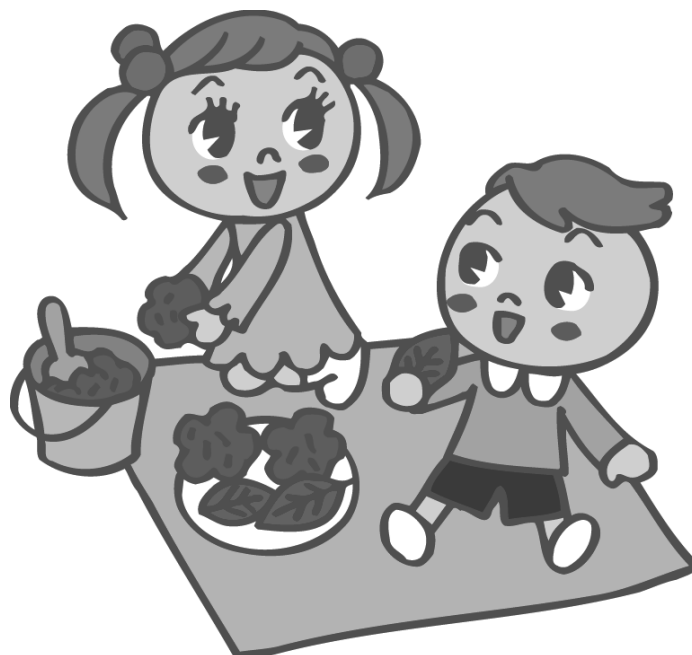
【参考】一時保育（再掲）

	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
延べ利用児童数（人）	162	217	139	200	162
実施箇所数（箇所）	4	4	4	4	4

【表】ファミリー・サポート・センター会員の推移（再掲）

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
依頼会員数（人）	78	67	67	64	71
協力会員数（人）	55	56	59	71	77
両方会員数（人）	9	13	14	17	8
利用件数（回）	142	136	140	152	156

※平成 25 年度は 2 月末現在



9 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

●算出方法

- ①調査結果から、2号認定（保育利用）及び3号認定に該当する子どもの保護者のうち、施設等の利用終了時間について、18:00以降を希望する者の割合を算出。
- ②平成27～31年度の推計児童数（0～5歳）に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

【市全域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	443人／年		379人／年
②確保の内容	443人／年		379人／年
②－①	0人／年		0人／年

※市全域の数値は、各区域の数値の合計から算出している。

【吉田区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	175人／年		150人／年
②確保の内容	175人／年		150人／年
②－①	0人／年		0人／年

【八千代区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	47人／年		40人／年
②確保の内容	47人／年		40人／年
②－①	0人／年		0人／年

【美土里区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	55人／年		47人／年
②確保の内容	55人／年		47人／年
②－①	0人／年		0人／年

【高宮区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	46人／年		40人／年
②確保の内容	46人／年		40人／年
②－①	0人／年		0人／年

【甲田区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	72人／年		61人／年
②確保の内容	72人／年		61人／年
②－①	0人／年		0人／年

【向原区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	48人／年		41人／年
②確保の内容	48人／年		41人／年
②－①	0人／年		0人／年

【参考】延長保育（再掲）

	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)
延べ利用児童数（人）	2,601	2,700	2,941	1,986	1,667
実施箇所数（箇所）	4	4	4	4	4

※上記実績は、私立4園の18時30分以降の実績。

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在、安芸高田市は病後児保育のみ実施しています。

●算出方法

①調査結果から、以下の合計が回答者数に占める割合を算出。

- ア. 病気やケガで保育施設等を利用できず、父母のいずれかが仕事を休んだ者のうち、「病児・病後児保育等を利用しなかった」と回答した者
- イ. 病気やケガで保育施設等を利用できなかったときに、「病児・病後児の保育を利用した者」「ファミリー・サポート・センターを利用した者」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた者」
- ウ. 問 10 で選択肢 5 「いずれもない（日常的・緊急時に子どもをみてくれる人がいない）」を選択した人のみを対象とした

②上記ア・イの利用希望日数及び利用日数から、年間平均利用日数を算出。

③平成 27 年度～平成 31 年度の推計児童数（0～5歳）に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

内容	1 年目	～	5 年目
①量の見込み	79 人日／年		75 人日／年
②確保の内容	1 箇所 750 人日		1 箇所 750 人日
②－①	671 人日／年		675 人日／年

11 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●算出方法

【低学年】

- ①小学校 1～3 年生において、問 11 で「利用している」または、問 12 で「利用したい」を選択した者の割合を算出。
- ②平成 27 年度～平成 31 年度の推計児童数(6～8 歳)に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

【高学年】

- ①小学校 4～6 年生において、問 12 で「利用したい」を選択した者の割合を算出。
- ②平成 27 年度～平成 31 年度の推計児童数 (9～11 歳) に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

【市全域】

内容	1 年目	～	5 年目
①量の見込み	低学年 321 人／年 高学年 92 人／年		低学年 290 人／年 高学年 77 人／年
平成 26 年 3 月 31 日実績	低学年 281 人／年 高学年 100 人／年		
②確保の内容	低学年 13 箇所 337 人／年 高学年 12 箇所 318 人／年		低学年 13 箇所 337 人／年 高学年 12 箇所 318 人／年
②－①	低学年 16 人／年 高学年 226 人／年		低学年 47 人／年 高学年 241 人／年

【吉田区域】

内容	1 年目	～	5 年目
①量の見込み	低学年 120 人／年 高学年 33 人／年		低学年 108 人／年 高学年 28 人／年
平成 26 年 3 月 31 日実績	低学年 90 人／年 高学年 25 人／年		
②確保の内容	低学年 4 箇所 120 人／年 高学年 3 箇所 90 人／年		低学年 4 箇所 120 人／年 高学年 3 箇所 90 人／年
②－①	低学年 0 人／年 高学年 57 人／年		低学年 12 人／年 高学年 62 人／年

【八千代区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	低学年 36人／年 高学年 6人／年		低学年 32人／年 高学年 5人／年
平成26年3月31日実績	低学年 45人／年 高学年 16人／年		
②確保の内容	低学年 2箇所 45人／年 高学年 2箇所 75人／年		低学年 2箇所 45人／年 高学年 2箇所 75人／年
②-①	低学年 9人／年 高学年 69人／年		低学年 13人／年 高学年 70人／年

【美土里区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	低学年 53人／年 高学年 11人／年		低学年 48人／年 高学年 9人／年
平成26年3月31日実績	低学年 38人／年 高学年 7人／年		
②確保の内容	低学年 1箇所 53人／年 高学年 1箇所 47人／年		低学年 1箇所 53人／年 高学年 1箇所 47人／年
②-①	低学年 0人／年 高学年 36人／年		低学年 5人／年 高学年 38人／年

【高宮区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	低学年 25人／年 高学年 6人／年		低学年 23人／年 高学年 5人／年
平成26年3月31日実績	低学年 15人／年 高学年 7人／年		
②確保の内容	低学年 2箇所 25人／年 高学年 2箇所 25人／年		低学年 2箇所 25人／年 高学年 2箇所 25人／年
②-①	低学年 0人／年 高学年 19人／年		低学年 2人／年 高学年 20人／年

【甲田区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	低学年 46人／年 高学年 26人／年		低学年 42人／年 高学年 22人／年
平成26年3月31日実績	低学年 45人／年 高学年 24人／年		
②確保の内容	低学年 3箇所 46人／年 高学年 3箇所 69人／年		低学年 3箇所 46人／年 高学年 3箇所 69人／年
②-①	低学年 0人／年 高学年 43人／年		低学年 4人／年 高学年 47人／年

【向原区域】

内容	1年目	～	5年目
①量の見込み	低学年 41人／年 高学年 10人／年		低学年 37人／年 高学年 8人／年
平成26年3月31日実績	低学年 48人／年 高学年 21人／年		
②確保の内容	低学年 1箇所 48人／年 高学年 1箇所 12人／年		低学年 1箇所 48人／年 高学年 1箇所 12人／年
②-①	低学年 7人／年 高学年 2人／年		低学年 11人／年 高学年 4人／年

【参考】放課後児童クラブの状況（再掲）

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
定員（人）	420	445	445	445	475
利用児童数（人）	318	331	333	336	275
実施施設数（箇所）	10	10	10	10	11

【参考】放課後子ども教室の状況（再掲）

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
定員（人）	23	26	30	28	29
利用児童数（人）	23	26	30	28	29
実施施設数（箇所）	1	1	1	1	1

【参考】児童館の状況（再掲）

	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
定員（人）	180	180	180	180	180
利用児童数（人）	144	127	111	118	133
実施施設数（箇所）	3	3	3	3	3

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体の参入促進事業」については、量の見込みの対象外

※上記数値は、ニーズ調査結果について拾い上げたものであり、事業により量の見込みが過大に算出されているものもあると考えられる。



第5章 行動計画

基本目標 1 子育て家庭への支援の充実

基本施策 1 保育サービスの充実

子どもの幸せな成長を第一に考えつつ、社会経済状況の変化、就労形態やライフスタイルの多様化に対応することが求められており、子どもの発達と生活を重視しながら、保護者が安心して働くことができ、子育て家庭が利用しやすい保育サービスの充実に努めます。

通常保育内容の充実	幼児期の発達に合わせた保育計画のもとに、豊かな人間性を持った子どもを育成するよう、きめ細かな保育の充実を図ります。また、各種研修会等への参加により、職員の資質を高め、保育の質の向上を図ります。
特別保育サービスの充実	延長保育、乳児保育、一時保育など、現在実施している特別保育事業のさらなる充実に努めるとともに、ボランティアをはじめとする地域住民、学校の児童・生徒などの協力を得ながら、豊かな社会性を育むことのできる保育を推進します。
病後児保育サービスの充実	病気回復期の児童の一時預かり保育を実施し保育の充実を図ります。保育士・看護師の常駐により、安全・安心な保育を行います。
保育所の施設整備	保育施設等の老朽化に対し、施設、設備の改修や統合、民間活力の導入を計画的に進め、安全で快適な保育環境が確保できるよう検討します。
幼稚園保育サービスの充実	幼稚園では、小学校以降の教育と異なり、教科書を使わず、「遊び」中心の活動を行います。また、保護者のニーズに応え預かり保育を行います。
放課後児童クラブの充実	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活の場を提供します。 放課後児童クラブの指導者の研修を積極的に実施し、児童のニーズにあった放課後児童クラブ活動の展開を図ります。
放課後こども教室の充実	放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして、子どもたちのスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに参加します。
保育所の園庭開放	未就園児を対象として園庭開放を実施し、地域の子育て家庭への支援に努めます。また、保護者間の交流と子育て相談について、月1～2回定期的に実施します。
育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期の保護者が、育児ストレスや産後うつ病などによって、子育てに不安や孤立感を抱えている場合や、児童虐待の恐れやそのリスクを抱えている場合、家庭を訪問して育児相談・栄養相談・簡単な家事援助などを行います。

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭が、暮らしている地域で、子育てに対する不安を軽減し、安心して子育てをするために総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

地域子育て支援センター	子育て家庭や地域の皆さんが気軽に交流できる場です。センター内にあるプレイルームは、3歳までの子ども向けのオモチャを置いてあり、保護者と一緒に気軽に利用できます。また、定期的につどいの会や体操教室を開催したり、専門のスタッフが子育てに関する悩みの相談に応じます。
子育てイベントの実施	子どもの遊びを通して、子ども同士や親子がふれ合うひとときを提供する、子育て支援のためのイベントを実施します。
子育てサークルの支援	地域子育て支援センターを活動の拠点として活用した、子育てサークルの自主的な活動に関係機関と連携をとりながら支援します。地域での子育てに関する学習機会の場や情報交換の場などの支援を推進します。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を行いたい人と育児の支援を受けたい人からなる会員組織の相互支援活動です。地域の中で安心して子育てができる環境づくりを行うことを目的としています。会員は随時募集しています。
地域福祉活動の推進	地域福祉の中心的役割を担う、社会福祉協議会の機能の充実や活動を支援するとともに、民生委員・児童委員、人権擁護委員などの活動を支援し、地域福祉社会の形成を目指します。



基本施策3 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減や医療費の助成などの事業を通じて経済的な支援に努めます。

出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき、世帯主に対して42万円を上限に支給します。ただし、他の健康保険から支給を受け取ることのできる方は、対象外となります。
児童手当	中学校修了までの児童を養育している方に対して支給します。
児童扶養手当	父または母と生計をともにしない、年度末に18歳に達するまでの児童を養育している方に支給します。
養育医療（未熟児医療）の給付	出生児の体重が2,000グラム以下などの未熟児のお子さんで入院治療の必要があると指定医療機関の医師が認めた場合、指定した医療機関での医療費の助成をします。
小児慢性特定疾患医療費の助成	18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満）の児童が、厚生労働大臣が定める疾患にかかった場合、医療費の助成や日常生活用具の給付をします。世帯の所得に応じて負担限度額が定められています。
私立幼稚園就園奨励費補助金	保護者の経済負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため、園に在園している3歳児・4歳児・5歳児を対象に就園奨励事業として保育料の減免があります。また、所得制限があります。
保育料の軽減	ひとり親家庭や在宅障害児（者）のいる家庭に対して保育所の保育料軽減を行っています。また、就学前の児童が保育所や幼稚園等に、同時通所する第2子の保育料軽減、第3子以降の保育料を無料として軽減を図っています。
乳幼児医療費の助成	0歳から15歳中学校卒業までの乳幼児等が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。
ひとり親家庭等医療費の助成	18歳到達年度末までの子どものいる父子家庭、母子家庭の者または父母のない児童が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります。
就学援助費	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校で必要な学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費、医療費（特定疾患）の費用の一部を援助します。
奨学金	学習の意欲がありながら経済的理由により学校教育法に規定する高等学校等に修学することが困難な方に対し、修学上必要な学資金の一部を貸付けし、修学の途を開きます。
重度障害者医療費の助成	身体障害者手帳1～3級の者及び療育手帳㊤・A・㊦の者が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。ただし、所得制限があります。
障害児福祉手当	在宅で、重度の障害があるため常に介護を必要とする20歳未満の障害児に支給します。ただし、所得制限があります。
特別児童扶養手当	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で扶養している方に対して支給します。ただし、所得制限があります。

基本施策4 相談体制の充実

子育てに関する情報入手や相談が気軽にできる場を確保するとともに、関係機関の連携を強化し、効率的な相談対応ができる体制づくりに努めます。

妊婦相談・おっぱい相談	妊婦と産婦を対象に、育児相談に併せて実施し、助産師等が相談に応じます。
育児相談	毎月保健センターで実施しています。保健師・栄養士・歯科衛生士が、子どもの健康や成長発達についての相談を幅広く受けています。また、4か月児と2歳6か月児については、個別通知を行い、成長発達の確認や相談を行います。
保育所の育児相談	各地域にある保育所の所長や保育士による、子育てについての相談の機会を月に1回受ける日を設定しています。また、月1～2回、定期的に園庭開放日を定め、未就園児を持つ保護者の交流や子育て相談を実施します。
地域子育て支援センターにおける相談事業	月～金曜(祝日を除く) 8:30～17:15において、相談事業を実施します。 <母子父子自立相談> ひとり親家庭の方の自立に関する相談を受け付けています。 <家庭児童相談> 児童の成長発達、不登校の問題、育児上の困りごとに関する相談を受け付けています。 <子育て相談> 子どもの発達や子育てに関する相談を受け付けています。
就学相談	来年度小学校に入学する児童で心身に何らかの心配があり、就学に不安を感じている保護者の方について、学校教育課で相談を受け付けています。
家庭教育支援員	不登校等、保護者の子育ての悩みや相談に応じます。
適応指導教室「あすなろ」	子どもの学校での悩みや相談に応じるとともに、不登校児童・生徒の学校への復帰に向けて、学習指導や体験活動を行います。また、保護者の子育ての悩みや相談にも応じます。

基本目標2 次代を担う世代の育成

基本施策1 教育環境の充実

学力の定着と学ぶ意欲の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行ができるよう、教職員の育成を図ります。さらに、安全・安心に配慮した施設整備を推進し、学校施設の教育機能を地域に開放し、開かれた学校づくりや地域で子どもを見守るための環境整備を図ります。

就学前教育連携の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を強化し、一貫した教育体制の確立を図ります。
「生きる力」の育成	学校では学習指導要領に則り、責任ある社会の一員として豊かに生きていくための基礎となる、知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康や体力)のバランスの取れた力を育てます。
地域に開かれた学校づくり	「地域に開かれた信頼される学校」を目指し、教職員の指導力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域による「協育」の推進、保幼小中高の学校間の効果的な連携等の推進を通して充実した学校教育体制づくりに取り組みます。
教育施設の整備	将来を担う子ども達の教育環境を整備するため学校規模の適正化を推進します。 また、安全・安心な教育環境を確保するため、学校教育施設の設備の充実を図るとともに、社会教育施設の整備や老朽化した施設の整理統合等を推進します。



基本施策2 健全育成の推進

児童生徒が社会の一員として自覚し、社会の変化に対応できる資質と意欲を持ち、心身ともに健康でたくましく成長できるよう、児童生徒の健全育成を図ります。

豊かな心を育む道徳教育の推進	<p>児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体で道徳教育を推進するとともに、道徳教育に係る研修会を実施し教職員の指導力向上を図ります。</p> <p>また、児童生徒の発達段階を踏まえ、教育活動全体を通して児童生徒の人権尊重の精神の涵養を図ります。</p> <p>さらに、地域体験学習等の教育活動を積極的に導入し、地域・家庭との連携を深め、郷土の伝統と文化を尊重する心情や態度、公共の精神を養います。</p>
福祉教育の推進	<p>生涯学習や学校教育における福祉教育を充実し、住民や児童・生徒の福祉に対する意識を高めるとともに、ボランティア活動など福祉活動への参加を促進します。</p>
いじめ対策	<p>安芸高田市いじめ防止基本方針に基づき、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。</p>
こころの教育相談	<p>スクールカウンセラー、臨床心理士という専門的な見地から生徒の実態や家庭環境をとらえ、悩みの解決に向け、指導、支援を行います。</p> <p>また、教育相談に関する教職員の研修を行うとともに、メンタルヘルスケア講習会などを通して、教職員のこころの健康づくりを図ります。</p> <p>さらに、日常的な個々の児童・生徒への支援活動を推進するため、養護教諭や保健主事を中心とした学校における相談体制を確立するとともに、家庭教育支援員を配置し、家庭支援を必要とする個々の児童・生徒への支援活動を推進します。</p>
不登校児童生徒への支援	<p>様々な原因で不登校となった児童・生徒に対し早期家庭訪問の実施やスクールカウンセラー・養護教諭等のカウンセリングを通して、クラスへの復帰や別室登校ができるよう市や県の関係機関及び学校が保護者と積極的に連携を図り支援します。</p> <p>また、学校に登校できない状況にある児童・生徒の心の居場所として、適応指導教室を利用しながら、担任や養護教諭・相談員などが家庭訪問し、相談指導を通して、集団での適応力や登校意欲を高める指導方針を定めて支援します。</p>
引きこもり児童相談・家族教室	<p>引きこもり状態にある児童やその家族を支えるため、学校や家庭教育支援員との連携により情報を共有しながら、引きこもり問題への理解を深めて、その対応方法を一緒に考えます。また、不安や戸惑いなど同じ悩みを抱える児童及び家族がお互いの情報交換を通じて、孤独になりがちな状況を防ぎ社会参画への支援に結び付けます。</p>

基本施策3 多様な体験・ふれあいの機会づくり

自然の中で、集団で創造的な遊びや体験を通して、体力の向上や社会性・コミュニケーション能力を獲得するため、多様な機会の提供に努めます。

世代間交流の推進	保育所や幼稚園・小学校の児童と地域のお年寄りとのふれあい交流、心の教育を目的とした活動を行うなど、世代間交流を促進し、健全な育成を図ります。
体験活動の推進	放課後や週末、夏休み等を活用し、昔遊びや創作活動、自然体験など、様々な体験活動や他地域の子ども達との交流機会の提供を促進します。 また、市子ども会連合会等の育成団体の活動を支援します。
スポーツ活動の推進	体育協会やスポーツ少年団を中心としながら、サッカー、ハンドボール、カヌーなど地域の特色あるスポーツ活動を推進し、各団体や指導者のスポーツ情報の共有化や大会イベント等の積極的な開催等により、地域スポーツを一層活性化します。
スポーツクラブの育成	地域住民(児童から高齢者まで)が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しめ、体力づくりや健康増進を図るとともに、豊かな地域コミュニティづくりに寄与することを目的とした総合地域スポーツクラブの育成を推進します。
文化活動の推進	住民の自主的な文化活動を支援するとともに、市民文化祭の開催を支援するなど、住民が気軽に文化活動に参加できる場や機会の充実に努めます。
地域文化伝承・継承活動	神楽、はやし田などの特色ある伝統芸能や伝統行事、祭りを地域の宝として後世に伝えていこう、関係団体・地域の活動を支援し、伝統文化の継承に努めます。
日本語学級の設置	海外から来日した児童に対して、日本語に早く慣れるように日本語学級を適宜設置し、家族が地域社会に馴染めるように交流の支援などを実施します。



基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

基本施策1 健やかに産み育てられる環境づくり

子どもと子育てを行っている家庭を取り巻く状況に対応できる環境を整え、安心して妊娠・出産ができ、全ての子どもが尊重され、健やかに成長できる環境の充実を推進します。

不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成します。
妊婦健康診査	妊婦一般健康検査券(1枚)、妊婦一般健康診査補助券(14枚)、子宮頸ガン検診受診券(1枚)、クラミジア検査券(1枚)、妊婦歯科健康診査受診券(1枚)、新生児聴覚検査受診票(1枚)、乳幼児一般健康診査受診票(2枚)を母子健康手帳交付時に、別冊として交付しています(医療機関委託)。あわせて喫煙に関するアンケートを行い、禁煙についての啓発を行います。妊娠・出産に支障を及ぼす疾病の早期発見、適切な援助を行います。
新生児聴覚検査	出産入院中に新生児の聴覚検査を行います。母子健康手帳交付時に受診票を1回分交付しています。検査費用は一部助成します。
乳児一般健康診査 (医療機関委託)	母子健康手帳別冊に受診券が2回分あり、満1歳の誕生日の前日まで有効です。県内医療機関での受診に使えます。
新生児訪問 (赤ちゃん訪問)	赤ちゃんが生まれた家庭を保健師・助産師が全戸訪問します。出生後1か月から2か月の間に訪問し赤ちゃんの体重測定や育児相談に応じます。あわせて、予防接種券を交付します。産後のこころのケアとして質問票により状況に応じた支援を行います。
乳幼児健康診査	乳幼児期の身体の発育や心の発達の確認、むし歯や病気の早期発見を行うとともに育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長を促すことを目的に総合的に行います。 また、未受診者への受診勧奨を行い受診率の向上を図ります。 <乳児健康診査> 対象:10か月前後のお子さん <1歳6か月児健康診査> 対象:1歳6か月前後のお子さん ※1歳6か月児健診後のフォローアップ教室(いちご教室)を2~3歳のお子さんを対象に、お子さんの発達を促す遊びを中心に、ミニ学習会や相談を行います。 <3歳児健康診査> 対象:3歳6か月前後のお子さん <健診事後相談(子育て相談)> 必要に応じて個別相談に応じます。

こども発達支援センター	<p>就学前のお子さんの発達上の課題や、子育ての悩みの相談に応じ、必要な支援を行います。相談対応の他、親子で参加する教室活動、ベビーマッサージ、保育所への支援、関係機関との連携を行います。</p> <p>赤ちゃん教室は4か月～1歳未満のお子さんを対象に、ベビーマッサージ、感覚遊び、ミニ学習や相談を行います。</p> <p>親子教室は、2歳～3歳頃のお子さんを対象にし、小さい集団での遊びや楽しい活動を通じて保護者とともに全面的な発達を目指します。</p>
健康教室	<p>すくすく教室は、5か月～1歳6か月のお子さんとその保護者を対象に、お口の発達に応じた離乳食の実演や試食、お口のケアについてのお話などを行います。</p> <p>のびのび教室は、1歳7か月～未就学のお子さんとその家族を対象に、親子で楽しくクッキングを行い、食事のとり方や規則正しい食生活の啓発を行います。</p> <p>また、保育所・幼稚園児を対象に、むし歯予防のお話やブラッシング指導による正しい歯みがきの啓発を行います。</p>
予防接種の勧奨	<p>子どもを病気から守るため、適切な時期における予防接種を勧奨します。予防接種券は新生児訪問時等にお渡しします。</p>
小児医療体制の充実	<p>一次小児救急は、市内の内科医を中心に対応します。また、「小児救急医療電話相談」について、新生児訪問や乳幼児健康診査及び育児相談で啓発します。</p>
育児支援家庭訪問事業	<p>出産後間もない時期の保護者が、育児ストレスや産後うつ病などによって、子育てに不安や孤立感を抱えている場合や、児童虐待の恐れやそのリスクを抱えている場合、家庭を訪問して育児相談・栄養相談・簡単な家事援助などを行います。</p>
栄養相談	<p>育児相談、4か月児相談、乳児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児相談、3歳児健診の場で、それぞれの年齢にあった栄養相談を行います。また訪問や電話による相談も実施します。</p>
給食等における食育の推進	<p>年間保育計画の中に年齢別食事計画を入れ、食事計画と給食を連動させます。また、給食だより等の配布により、給食の状況を周知するとともに食育についての啓発を行います。</p>
若年性生活習慣病予防事業	<p>適切な生活習慣を身につけ、将来における健康の大切さ及び健康の意義を理解するとともに、生活習慣病の予防を図ることを目的として実施します。</p> <p>小学4年生に対し、健康学習と血液検査(希望者のみ)を実施します。「要指導」と判定された児童には、保護者同伴で保健指導を行い、生活習慣の見直しの支援を行います。</p> <p>小学4年生が中学1年生になった時には、小学4年生と中学1年生の両方を対象とし、この事業の実施を予定しています。</p>

基本施策2 仕事と家庭との両立の推進

子育て家庭の積極的な社会参加や多様な就労形態による子育て家庭への仕事と家庭の両立支援を図るため、保育サービスの充実を図るとともに、関係法制度等の広報・啓発・情報提供等に努めます。

育児休業制度等の普及・啓発	<p>育児休業制度、介護休業制度の普及・推進を図るよう、事業主に働きかけるとともに、勤労者の制度の活用を促進します。</p> <p>また、労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等について、各種講座や資料等の配布を通じて、事業者の遵守や勤労者の理解・認識の向上を図ります。</p>
女性の職業能力開発と就労支援	<p>女性の再就職、職域拡大に向けて、高等技能の訓練・習得等の支援を行います。</p> <p>また、女性の経済的自立を促進するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用・労働環境に関する情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。</p>
通常保育内容の充実	<p>幼児期の発達に合わせた保育計画のもとに、豊かな人間性を持った子どもを育成するよう、きめ細かな保育の充実を図ります。</p>
特別保育サービスの充実	<p>延長保育、乳児保育、一時保育など、現在実施している特別保育事業のさらなる充実に努めるとともに、ボランティアをはじめとする地域住民、学校の児童・生徒などの協力を得ながら、豊かな社会性を育むことのできる保育を推進します。</p>
広報・啓発の充実	<p>固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の浸透を図るため、家庭・地域・職場における男女平等意識の啓発活動を推進します。</p> <p>また、啓発資料の作成や女性問題啓発イベント、講演会、セミナーなど啓発事業の充実を図ります。</p>
情報提供・収集の充実	<p>男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報誌等をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配布などを通じた情報提供の充実に努めます。</p>
学校教育における人権教育の推進	<p>基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童・生徒一人ひとりを大切にした教育を推進します。</p>
家庭等における男女平等の推進	<p>家庭における男女平等意識が推進されるよう、男女平等についての保護者への意識啓発に努めるとともに、家庭教育・幼児教育についての講座の開催など、学習機会の充実を図ります。</p>

基本施策3 安全・安心な生活環境の整備

子どもを事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係団体との協力・連携体制の強化を図り、総合的な事故防止対策を推進します。

安全で快適な道路環境の整備	児童・生徒が安全に通学できるよう、安芸高田市通学路交通安全プログラムに基づき通学路の安全対策を充実します。また、歩道の新設・拡幅、段差の解消、点字ブロックの設置など、全ての人々が安心して利用できる道路環境の整備を図ります。
交通安全教育の推進	住民の生涯を通じた交通安全教育を推進していくため、幼児から高齢者まで、幅広い世代に対応した交通安全教室や講習会などを開催します。 チャイルドシートの使用啓発や、自転車通学のヘルメット着用などについて、引き続き啓発・指導を行います。また、児童生徒の安全の確保を図るための学校環境の整備を行うと同時に、児童生徒がより安全な行動を意思決定したり、行動選択をしたりするための安全教育の推進を図ります。
子ども 110 番の家	いざというときの駆け込み避難所となる「子ども 110 番の家」の設置を促進するとともに、世代間交流などを通じて、近所の人と子どもたちが顔見知りになる環境づくりに努めます。
青少年健全育成活動の推進	子育てや青少年育成に関する相談体制の強化や、情報提供の充実を図ります。また、家庭、学校、地域が連携し、地域社会全体で青少年を支え合う体制の強化を図ります。
環境浄化活動	青少年の健全な社会環境を確保するため、関係団体・機関との連携を図りながら、地域が一体となった環境浄化活動の推進を図ります。
防犯活動の活性化	地域ぐるみの防犯活動、保護者に対する非行防止の啓発や教育活動など、健全なこころの育成を図る地域一体となった支援活動の活性化に努めます。 防犯、非行防止活動の連絡体制を確立し、非行状況の把握や対応の迅速化を図ります。



基本目標4 援助が必要な子どもへの支援

基本施策1 児童虐待防止対策の強化

児童虐待を防止し、全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、持てる力を最大限に発揮できるよう、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

要保護児童対策事業	保育所、学校、教育委員会、市、警察などが連絡協議会を持ち、現状の把握や対処方法の検討を行います。 また、保育士、民生委員・児童委員、学校職員の研修を積み重ね、各部署が連絡を密にし、速やかな対処が行えるように体制の整備を図ります。
児童虐待相談体制の整備	虐待や虐待の疑いがある場合、相談窓口を子育て支援センターに設置し、速やかな対応を図ります。 また、家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童福祉の向上を図るため、相談対応や助言指導を引き続き行います。
被害児童の保護	身体的虐待(暴力・暴言)、ネグレクト(育児放棄)などの事例について、関係部署及び県の関係機関と連携を図りながら、保護を必要とする事例について一時保護などの措置を実施します。

基本施策2 ひとり親家庭等への自立支援

個別の状況に応じたきめ細かな相談や指導、及び経済的な支援制度の活用等により、ひとり親家庭の自立を促進していきます。

ひとり親家庭相談	専門の相談員が、育児、就労、学費や生活費など様々な相談や支援制度の利用などに関する対応を関係部署や機関と連携を持ちながら行い、ひとり親家庭を支援します。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等で、所得税が非課税の世帯の方に対して、受けた医療費の自己負担分を助成します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の父・母・児童や寡婦に必要な資金を長期、低利または無利子で貸付け、自立を援助します。就学や療養、事業開始資金などがあります。

基本施策3 障害や発達に遅れのある子どもへの支援の充実

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進するとともに、障害や発達に遅れのある子ども（以下「障害児」という。）の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策との連携による取組を推進します。

<p>保育所受け入れ体制の充実</p>	<p>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。</p> <p>障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、加配職員の配置、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受け入れを促進します。</p>
<p>特別支援教育の充実</p>	<p>障害児など特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。必要に応じて教育介助員の配置等受け入れ体制の充実を図ります。</p>
<p>放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備等</p>	<p>集団活動が可能と認められる児童の遊びや生活の場として、障害児の受け入れを行い、その健全な育成を図る等適切な支援を提供します。</p>
<p>相談・指導体制の充実</p>	<p>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において相談支援を受けることができる体制を、関係部署との連携により充実させます。</p> <p>障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期終了まで、一貫した効果的な支援を、地域の関係機関と連携して提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。</p>
<p>こども発達支援センター</p>	<p>就学前のお子さんの発達上の課題や子育ての悩みに応じ、必要な支援を行います。相談対応の他、親子で参加する教室活動、ベビーマッサージ、保育所への支援、関係機関との連携を行います。</p> <p>赤ちゃん教室は、4か月～1歳未満のお子さんを対象に、ベビーマッサージ、感覚遊び、ミニ学習会や相談を行います。</p> <p>親子教室は、2歳～3歳頃のお子さんを対象にして、小さい集団での遊びや楽しい活動を通じて保護者ととも全面的な発達を目指します。</p>
<p>保護者サークルへの支援</p>	<p>障害児を持つ保護者サークル支援のため活動費を助成するとともに、必要な支援を行います。</p>
<p>自立支援医療（育成医療）の給付</p>	<p>身体に障害のある児童に対し、当該障害を除去または軽減し生活能力を得るための必要な医療を給付するとともに、家庭の医療費の負担軽減を図ります。</p>

障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度の障害の状態にあり常時介護を必要とする在宅の障害者に障害児福祉手当を支給、及び身体・精神に障害のある20歳未満の児童を監護・療育している者に対して特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。
障害児への発達支援等の提供	障害児に通所による療育等の支援を行います。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4つの障害児通所支援サービスがあり、年齢や状況に応じて適切な療育が受けられるようサービスを提供していきます。
障害の早期発見・早期対応	妊婦及び乳幼児の健康診査の結果、精密検査が必要な場合は、精密健康診査受診票を交付します。支援機関からの情報の提供、健診事後相談(子育て相談)等により、本人や家族を支援するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理

本計画に携わる部署は、子育て支援課だけでなく、保健医療課、社会福祉課、高齢者福祉課、商工観光課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各課との綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。

2 計画の広報・啓発

本計画の推進のためには、市だけでなく、広島県西部こども家庭センターなどの関係行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、地域住民の協力が不可欠です。

そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

資料編

資料1 安芸高田市子ども・子育て会議条例

(平成25年10月1日条例第31号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、安芸高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 安芸高田市子ども・子育て会議 委員名簿

会長 松岡 和紘 副会長 秋田 邦久

番号	区分	所属	職	26年度	25年度	
1	子育てサークル代表	たんぽぽ(吉田・向原)	代表	石川 早苗	安木 久美子	
2	安芸高田市PTA連合会代表	美土里小学校PTA	代表	齋藤 英二	同左	
3	保育所保護者代表	(吉田地区)	吉田保育所保護者会	代表	今田 鮎美	同左
4		(八千代地区)	刈田保育園保護者会	代表	長田 義男	同左
5		(美土里地区)	みどりの森保育所保護者会	代表	松笠 由香	同左
6		(高宮地区)	くるはら保育園保護者会	代表	佐竹 正充	丸山 和輝
7		(甲田地区)	甲立保育所保護者会	代表	秋岡 賢慶	同左
8		(向原地区)	向原こぼと園保護者会	代表	安田 剛郎	西本 龍
9		公立・私立幼稚園保護者会代表	吉田幼稚園保護者会	代表	福松 文香	同左
10	安芸高田市保育連盟公立代表	みどりの森保育所	所長	伏川 瑞恵	同左	
11	安芸高田市保育連盟私立代表	可愛保育園	園長	秋田 邦久	同左	
12	放課後児童クラブ	NPO 法人 子育て応援隊かんばん	理事長	増田 芳美	同左	
13		郷野児童クラブ	施設長	松林 祥子	同左	
14	公立・私立幼稚園代表	ひの川幼稚園	園長	天清 一光	同左	
15	安芸高田市民生委員 児童委員協議会代表	主任児童委員会	主任 児童委員	松岡 和紘	同左	
16	安芸高田市	福祉保健部	部長	中元 寿文	武岡 隆文	
17		教育委員会	教育次長	叶丸 一雅	沖野 和明	

事務局

1	安芸高田市	福祉保健部 子育て支援課	課長	可愛川 實知則	同左
2			係長	久城 祐二	同左
3			専門員	井木 みつ恵	立川 栄理香

安芸高田市
子ども・子育て支援事業計画

発行 安芸高田市 福祉保健部 子育て支援課
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
TEL 0826-47-1283
FAX 0826-42-2130

